

令和5年度 東区芸術文化祭

登録イベントを募集します！

東区は、心豊かにいきいきと暮らせるまちづくりの推進へ向け、魅力ある芸術文化にふれていただく「東区芸術文化祭」を開催し、令和5年10月～12月に東区内で開催される芸術文化のイベントを一体的に情報発信します。

期間中に、東区内で開催されるイベントがありましたら、登録をお願いします。



※登録イベントのイメージ

登録のメリット

◆登録イベントの情報発信を行います！

東区版市政だよりや東区芸術文化祭パンフレット、区ホームページ、Facebook、Twitter、LINEなどで広報します。

※万が一登録イベントが中止・延期となった場合や、イベントの内容が変更となった場合は、ホームページ等に掲載している情報を更新しますので、電子メール等により東区企画振興課まで連絡してください。

※登録団体にて独自に作成される広報物にも、「令和5年度東区芸術文化祭参加」と表示してください。



▲過去のパンフレット

◆「なみきスクエア」や「コミセンわじろ」の施設使用料が減免されます！

「なみきスクエア(東市民センター、千早音楽・演劇練習場)」や「コミセンわじろ(和白地域交流センター)」を使用するイベントは、施設使用料が減免されます。

※施設によって規程が異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせのうえ手続きを行ってください。

⇒ 応募方法の詳細は、裏面をご確認ください

応募方法

1 募集期間

令和5年4月1日(土)～令和5年7月14日(金)必着

2 対象イベント

次の対象者が令和5年10月1日(日)～令和5年12月31日(日)の期間中に実施する、東区内の会場で広く市民が鑑賞できる芸術文化のイベント

なお、次に該当する場合は、登録の対象外となります。

- ①営利を目的としたイベント
- ②法令・条例等に違反するまたは違反するおそれのある内容を含むイベント(例:公序良俗違反、未成年の出演者が喫煙・飲酒をする等)
- ③政治的または宗教的な宣伝意図を含むイベント
- ④特定の地域・会員・関係者を対象とするイベント
- ⑤開催会場等において商品の購入、団体への加入、募金や署名等が強要されるイベント
- ⑥教室(カルチャースクール含む)、サークル等が定期的に開いているレッスン等
- ⑦その他東区芸術文化祭登録イベントとしてふさわしくないもの

3 対象者

東区芸術文化祭の実施目的を理解し、芸術文化の振興に大きく寄与する活動に取り組み、施設使用料滞納等の法令・条例等の違反行為がない団体または個人

4 ジャンル

- ①音楽 ②美術 ③演劇 ④舞踊 ⑤伝統芸能 ⑥文芸 ⑦メディア芸術(漫画・アニメーションなど含む)
- ⑧生活文化(書道・茶道・華道・囲碁将棋など) ⑨その他(①～⑧の枠組にとられない幅広い芸術文化活動)

5 申込方法

- (1) 必要書類 ・令和5年度東区芸術文化祭登録申込書
・活動内容が分かる書類(任意様式、チラシの提出でも可能です)
・区で作成する広報物掲載用写真のデータ(郵送の場合は、CD等の媒体により提出してください)
- (2) 提出方法 問い合わせ先まで電子メールもしくは郵送してください。
※個人情報保護ため、FAXでの送信は控えてください。

6 登録について

提出書類を東区企画振興課で確認後、登録の可否を電子メールで令和5年7月末に通知予定です。

7 注意事項

- (1) 登録にあたっての申請料は不要です。
- (2) 東区企画振興課でイベント会場の確保はいたしませんので、会場の確保を行ったうえでご応募ください。
- (3) イベントの実施経費は、各団体・個人の負担となります。
- (4) 登録後にイベントの内容が変更され、募集要領の要件を満たさないと判断される場合は登録を取り消します。
- (5) イベント終了後1ヶ月以内に電子メール等により、下記問い合わせ先に実施報告書の提出をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策については、会場となる施設のガイドラインを遵守し行ってください。
また、各分野(演芸、音楽、展示等)の関係団体でもガイドラインが策定されています。詳しくは、内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」特設ページ(<https://corona.go.jp/>)をご覧ください。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりガイドラインが変更となる可能性があります。

<問い合わせ先>

東区総務部企画振興課

TEL:092-645-1037 FAX:092-651-5097

E-mail: h-geibun@city.fukuoka.lg.jp